

(2)調査検討事項

視線誘導標設置基準改正について

「視線誘導標設置基準」の体系

➤ 視線誘導標は、道路法2条に基づく道路附属物として定義されるとともに、道路構造令31条に基づき交通安全施設として位置づけられている。

新設・改築

道路法

第2条第2号8号（政令で定める道路の附属物）
 第29条（道路の構造の原則）
 第30条（道路の構造の基準）

政令・省令

【道路法施行令】

第34条の3（交通安全施設）
 政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。
 三 車両の運転者の視線を誘導するための施設

【道路構造令】

第31条（交通安全施設）
 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、さく、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

（視線誘導標設置基準） 通達

第1章 総則

1-1 目的

本基準は、視線誘導標の設置に関する一般的技術的基準を定め、その合理的な計画、設計、施工及び維持管理に資することを目的としている。

第3章 設置計画

3-1 一般道等

3-1-1 設置区間

一般国道等には、当該道路の構造及び交通の状況を勘案し、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては視線誘導標を設けるものとする。

3-2 高速自動車国道等

3-2-1 設置区間

高速自動車国道等には、原則として全線連続して視線誘導標を設置するものとする。
 ただし、道路照明施設がある場合は設置を省略することができる。

視線誘導標設置基準

都市局長・道路局長通達(昭和59年制定)

現行の記載事項
(目次)

第1章 総則

- 1-1 目的
- 1-2 視線誘導標の定義
- 1-3 用語の定義

第2章 構造諸元

- 2-1 各部材の名称
- 2-2 構造形状
- 2-3 色彩
- 2-4 反射性能

第3章 設置計画

- 3-1 一般国道等
- 3-2 高速自動車国道等

第4章 材料

- 4-1 材料
- 4-2 防錆処理

第5章 施工

第6章 維持管理

- 6-1 点検
- 6-2 清掃・補修

【参考】視線誘導標設置基準の改正経緯

- 「視線誘導標設置基準」は昭和42年に通知されて以降、技術開発や高規格道路の整備を踏まえ昭和59年に反射体に関する規定等を変更。
- 以後、35年間に渡り「視線誘導標設置基準」は改訂されていない。

昭和30年代

- 各機関ごとに視線誘導標の設置基準を設定
- 一部の道路にのみ視線誘導標を設置

昭和38年

- 名神高速道路において50m間隔で視線誘導標を設置

昭和42年

- 全国的に視線誘導標の設置基準を統一するため建設省道路局長通達として「視線誘導標設置基準」を通知

昭和59年

- 反射体の反射性能の向上を反映するとともに施行及び維持管理に関する記述を増やし都市局長・道路局長通達として「視線誘導標設置基準」を改訂₃

視線誘導標設置基準の改正概要

現状と課題

- 道路附属物の効率的な管理や維持管理費の低減が必要
- 地域の魅力を増進するため景観にも配慮した取り組みが必要

改正の方向性(案)

- 経済的で景観にも配慮した視線誘導標として反射シート等の活用を試行
[基本政策部会(9/6)において政策の方向性を確認]
- 安全性を確認した後、視線誘導標設置基準を改正
[道路技術小委員会において確認]
- ＜安全性の検証方法(案)＞
 - ・現時点で視線誘導標を設置していない箇所において、反射シートを設置。
 - ・設置前後のプローブデータの挙動の変化を分析し、視線誘導標への活用可能性を検証。
- 分野別会議(附属物分野)で具体的な検証方法を検討

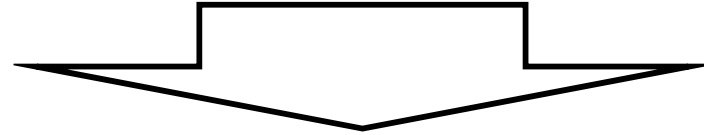
- 紀南河川国道事務所において
景観に配慮した反射シートの
貼付を実施。
- 防護柵は、「景観に配慮した
防護柵の整備ガイドライン」を
踏まえ景観色（ダークブラウン）
を採用。



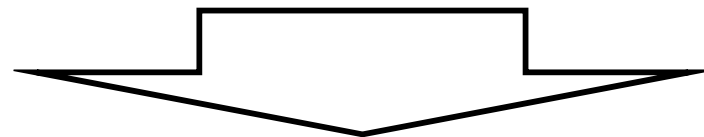
→安全な交通や美しい景観の創出に貢献



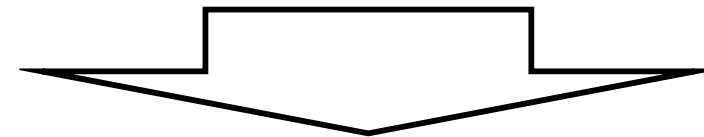
○基本政策部会(令和元年9月6日)において政策の方向性を確認



○道路技術小委員会(本日)において視線誘導標設置基準の改正の方向性を確認



○分野別会議(附属物分野)で検証方法を検討・現場検証を実施



○道路技術小委員会において視線誘導標設置基準の改正案を確認